

内閣府 先端的サービスの開発・構築等に関する調査事業
「茨城県つくば市におけるインターネット投票に係る調査実証事業」
第4回有識者会議（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和4年12月12日(月) 17時15分～18時30分
- 2 場所 オンライン
- 3 出席

＜有識者委員＞

座長	湯浅 壘道	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 教授
座長代理	大澤 義明	筑波大学 システム情報系 教授
委員	朝比奈 一郎	青山社中株式会社 筆頭代表
委員	雨宮 護	筑波大学 システム情報系 准教授
委員	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー 弁護士
委員	河村 和徳	東北大学大学院 情報科学研究科 准教授
委員	斉藤 賢爾	早稲田大学大学院 経営管理研究科 教授
委員	坂尻 正次	筑波技術大学 研究担当副学長 教授
委員	清水 大資	一般社団法人選挙制度実務研究会 理事
委員	本田 正美	関東学院大学 経済経営研究所 客員研究員

＜事務局＞

株式会社VOTE FOR	代表取締役	市ノ澤 充
株式会社VOTE FOR	公共ソリューション部	甲木 空
株式会社パイプドビッツ	第一ソリューションプロジェクト部	部長補佐 出口 太郎（構成団体）

＜オブザーバー＞

菅原 晋也	内閣府地方創生推進事務局参事官
松野 憲治	内閣府地方創生推進事務局企画調整官
藤光 智香	つくば市政策イノベーション部長
中山 秀之	つくば市政策イノベーション部スマートシティ戦略課長

- 4 欠席

＜有識者委員＞

委員	新井 悠	NTTデータ エグゼクティブセキュリティ アナリスト
----	------	-------------------------------

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 模擬住民投票の結果報告
 - (2) 検証項目の評価に関する検討
 - (3) 不正行為の罰則規定に関する検討
 - (4) 有識者会議の報告書に関する検討
 - (5) スケジュールについて
- 3 閉会

(説明資料)

- 資料1 模擬住民投票の実施結果
 - 資料2 不正行為の罰則規定
 - 資料3 障害者の投票環境に関する追加検証(案)
 - 資料4 有識者会議のスケジュール及び議題
-

(議事要旨)

○湯浅座長 早速ですが議事に入りたいと思います。最初に、模擬住民投票の実施結果について事務局から説明をお願いします。

○事務局 模擬住民投票の結果を御報告します。投票数は1506票、今回の有資格者は1万4000人ですので10.75%の方に投票していただきました。使用された投票人登録用コードの数が2312、これは案内はがきに記載しているもので、この数の有資格者が投票のアクションを起こされたということです。

次に使用された投票用コードに関して、投票用コードは投票人登録用コードを認証した際に発行されるコードで、1人が複数回コードを発行することもあります。また、マイナンバーカード認証のトップページ、すなわちつくスマのアプリが立ち上がって表示された数が3812回。そこにはパスワードの間違い等を含めておりますが、そこから署名用電子証明書の認証完了まで終えたのが2324回で、これは失効確認の成功失敗を含みます。

このようにそれぞれのステータスに進めた方、進めなかった方がおり、最終的には1506人の方に投票していただきました。また、期間中設置した投票サポート窓口に関しては、来場者数141名で、それぞれ地域差がありましたがスマートフォンをお持ちでなかったり操作が不安だったりという理由で窓口を訪れて投票していただきました。なお、期間中投票システムはトラブルなく稼働し、ダウンタイムは0、アクセス集中等による遅延の発生もありませんでした。また不正アクセスによる侵入や改ざんも検知されず、正しく投票を受け付けまし

た。オンラインによる有識者委員立会いのもと正確に開票集計し、不正な投票データは確認されず、全体として大きな事故なく無事に終了しました。

アンケート結果に関して、1402人に回答いただきました。詳細は資料にも記載していますので後ほどお目通しいただけたらと思います。実際インターネット投票を行ってどのような感想を持ったかというところでは、簡単に投票できたという方、厳重に認証していて安心できたという方が854件と、ポジティブな感想を持っていただけた方が多くいらっしゃいました。

また、今後インターネット投票ができるようになったらどのように投票したいかという問いに対しては、1402人のうち1200人、85.59%の方が「インターネットで投票する」と回答していただいています。この結果は非常にポジティブなものですが、一部には窓口で投票した方が安心という方もおり、今後の課題として取り組んでいきたいと思っております。

続いて、大きく6つの検証項目を掲げてまいりましたが、この検証項目に関しては全て検証できております。検証結果を受け、主に改善すべき点としては、やはり事前の周知徹底が必要で、本当に市がやっているものなのかという事業参加への不安や、マイナンバーカードや電子証明書を使ったことがない方が多く、そういった方々も参加しやすいように丁寧な案内が必要でした。もう1点として、ブラウザとアプリ間の遷移による離脱者が多かった点も今後の課題として掲げています。また、投票サポート窓口ではほとんどがスマートフォンの操作説明となりましたが、事前にマイナンバーカードの読み取り位置やパスワード入力等の操作性に関して入念なテストが必要で、スマートフォンの操作に慣れたサポート人員の育成等も重要かと思えます。

最後に、投票システムの確認（監査）は委員の皆様にご協力いただきました。投票者側のテスト投票による動作確認は、つくば市と事前にテストを行いました。続いて運営者側のシステムの稼働状況の確認は11月10日13時から14時、17時から18時に委員の皆様にご確認いただきました。ここで主に確認した事項は、管理画面からシステムの監視状況を目視していただき、不正なアクセスや過負荷を検知するアラートが適切に設定され、管理者からも投票の中身が見ることができないように暗号化されていることを御確認いただきました。

開票と集計に関しては、14日に投票を締め切った翌日、オンラインで委員の皆様にご立会いいただき、インターネットに接続した端末とスタンドアローンの端末2台で実施しました。実際の作業手順は記載のとおりです。インターネットに繋がった状態で暗号化されたままの開票データをダウンロードし、独立した端末で秘密鍵を用いて復号して集計を行ったという形となっています。1506票の中で無効票や疑問票は発生せず、投票の全てが正しく集計されたことを確認しました。

それ以降のページに関しては、投票時に生じた主なエラーについて、それぞれのステータスでどのような人たちがどういう経緯で離脱、やり直したかを可能な範囲で考察しています。

1点大きな反省として、マイナンバーカード認証時に必要なつくスマを事前にダウンロ

ードしていなかった方やNFC機能がオンになっていないといった点は、事前の周知である程度防げたと思います。また、マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワードは使ったことがない方も多く、離脱や問い合わせが多く見られました。続いて、ブラウザとアプリの間の遷移については、つくば市作成の資料を添付しております。次ページ以降は実際に表示したページのアクセス数を記載しておりますのでこちらもあわせて御参照ください。

続いてエシカルハックですが、社内外での実施が検証項目に挙がっておりました。今回はスケジュール上事前に実施できたのは社内エシカルハックのみで、その結果のサマリーを記載しています。クリティカルとハイ、赤枠部分がサービス提供にリスクがあるという評価が4件ありました。この4件に関しては事前に全て問題を解消し、改修した内容に関しては記載のとおりです。少なくともクリティカルとハイは全て解消した状態で本番に臨んだという形となっています。

社外のエシカルハックは外部の専門会社のサービスを利用してwebアプリケーションとプラットフォームの診断をそれぞれ実施しており、12月9日終了予定ということで結果は既に受け取っており、こちらではクリティカルやハイの指摘はなかったことをこの場で御報告させていただきます。

11ページ以降に関しては、アンケート結果の全体の集計結果や自由記述を一部御紹介させていただいておりますので、御参照ください。また、模擬住民投票参加の返礼品ということで、投票とアンケート回答のインセンティブとして、つくば市の特産品をプレゼントする内容ですが、事務局の方で抽選を行い、発送の手続きまで行いました。一部の事業者から発送を終えた旨御報告いただいておりますが、この5つの商品は12月中に全て発送予定となっております。

最後に、投票期間の問い合わせについてまとめておりますが、webフォームやメール・電話で問い合わせを受け付け、その内容に関して主なものをこちらの表に記載しております。マイナンバーカードに関連するものが多く、今後は同カードの利用シーンの拡大や利用時のサポートというところが重要になっていくと思います。以上、模擬住民投票の結果報告とさせていただきます。

○湯浅座長 ありがとうございます。続けて検証項目の評価に関して事務局から報告していただいて、その後で委員の皆様から御発言をお願いしたいと思います。

○事務局 資料1の6項目を御覧ください。実施方法と検証結果をまとめております。厳正な本人確認・個人認証は当初の予定通り、投票人登録コードと投票用コード、マイナンバーカードの署名用電子証明書による認証も全て実施しており、投票の権利を有する方以外の投票は一切行われませんでした。

続いて投票の秘密の担保に関しては、投票期間中システムへの不正なアクセスを防ぐとともに、システム担当者であっても投票の内容を窺い知ることができない仕様として、管理者からも誰が誰に投票したか分からない状態で期間中管理したことを確認しています。

また買収強要の防止に関しては、自由意思であることを確認するボタンの設置をしたと

というのが1つ。それから投票のやり直しを可能とすることで防止策としました。任意のアンケート結果ではありますが、8名以上の方が投票先を変更したと回答していただいております。その中には市の職員の方も含まれており、投票先を変更できることは確認しておりますが、投票の中身を我々も窺い知ることができない仕様ですので、正確に何人が上書きをしたかということは事務局側でも把握しておりません。

また障害負荷対策の実施に関して、オンラインで確認いただいた内容になってはいますがアクセス制御やファイアウォール、リアルタイムでの監視により不正アクセスや負荷対策を実施しました。また、複数のサーバーで分散管理していることもオンラインの監査にて確認いただきました。

公正性の担保に関しても全て実現をしており、期間中はシステム担当者からも投票の中身が分からず、集計に関しては皆様に立会いいただき、管理者が持つ秘密鍵がなければ複号できず集計できないことを管理画面上で御確認いただきました。

最後に投票機会の平等について、主要ブラウザの最新版に対応し、マイナンバーカード認証に対応するスマホを持っていない方向けにサポート窓口を設置したことで、投票したいと思ってくださった方に投票の機会を御提供することはできたのではないかと考えております。事務局からは以上となります。

○湯浅座長 ありがとうございます。それではこの検証結果につきまして、御意見御質問をお願いします。

○朝比奈委員 朝比奈です。非常に参考になりました。行政の視点からすると、総務省や自治体がこの結果を受け入れて今後インターネット投票を行いたいとなるのが鍵だと思いますが、検証できるのであれば以下を追加すべきと思います。1つは、立会人がいないため投票の教唆ができてしまうことが弱点といわれておりますので、事後的でも投票者にアンケートをとり、投票行動の教唆があったかを聞いてみて、実際には教唆があったという回答数が非常に低いまたは皆無ということが示せればいいと思います。

また、行政もコストを考えますので、完全オンラインでスマホのみの投票であれば特にコストは下がるということだと思いますが、本格的に導入する際は紙とネット両方で行うことが現実的だと思います。完全オンラインとハイブリッドと紙のみ等を比較して、これだけコストが下がるということを証明できる部分もあるといいと思います。

また投票率ですが、実際の議員を選ぶ選挙と関心度合いが違うので一概に比較はできないと思いますが、他のゆるキャラ投票等と比べた結果があるといいです。投票率が下がらず、上がるということがいえると検証結果としては大きいと思いました。以上です。

○湯浅座長 今の点、事務局の方から何かありますか。

○事務局 今回は投票後のアンケートの中で投票先の変更について聞いており、意識調査の方でも投票先の変更に関する考え方を伺っておりますので、そちらを参考にしたいと思います。また、投票システム内では厳正に個人認証したものの個人を特定する情報を一切保存していないため正確な事後調査はできませんが、任意で回答いただいたアンケートで取

得したメールアドレスに対しては追加の調査が可能なので、是非検討させていただけたらと思います。

コストに関しては、今後つくば市や内閣府と協議していく中で、今回の具体的なコストの部分と紙の投票と並行した場合に発生する追加の開発も含めて、今後検証していくべき課題だと思います。投票率に関しては御指摘のとおりで、投票人登録用コードは1人1つ配ったもので、約2300人が投票を試みっていますが、どの段階で離脱したかはそれぞれ検証しておりますが、控えめに見ても800人程度の方が途中で離脱してしまった可能性がありますので、単純に投票率でみると10ポイント近く下がってしまいました。そこに関してはきちんと検証して改善し、且つ継続的に御利用いただくことで、離脱を防ぐ対策をしたいと思います。例えばつくスマも当たり前ダウンロードしている状態で、マイナンバーカードも日常的に利用するような環境であればかなり防げた部分がありますので、ここは継続して検証する必要がありますと思います。以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。それでは続いて河村委員、お願いします。

○河村委員 2点ありまして、1点はエストニアでもそうですが、実際に会場に来てもらって何人か上書きしていただく方が良かったとは思いますが、もう1点が、サポート窓口に来た方の対応にかかる時間や負担を記述した方がいいと思います。実際には選管が対応することになるでしょうし、多くの方が並ばれた際にはクレームになる可能性もあると思うので、問い合わせに来た人にどのように対応したか記述しておけば、今後選管の方々に行っていただく際の目安になると思えました。以上です。

○湯浅座長 事務局の方はいかがですか。

○事務局 ありがとうございます。御指摘のとおりで1点目の上書きに関しては非公式で市の職員の方に窓口でやり直しをしていただいています。ただ記録として残していないことは次回への反省点かと思えます。

もう1点の対応時間については、1人平均30分程かかっています。窓口に来て5分10分でスムーズに投票できる方もいらっしゃいますが、ほとんどはスマートフォンの操作教室のようになってしまい、窓口ではマイナンバーカードとパスワードを書いた紙を渡されて「これでやってください」といった方もいて、あくまでもサポート窓口なのでなるべく来ていただいた方に操作していただくというスタンスで進めましたが、高齢の方も多くかなりの時間を要しました。

もう1点、マイナンバーカードの署名用パスワードがわからない方や、確認が必要ということで、市の窓口で確認していただいて、それから戻って来ていただくといった往復が発生した方も何人かいらっしゃいました。そういう方の場合、市のマイナンバーカード窓口も混んでいるとトータルで1時間近くかかってしまいます。

この来場者は正直なかなか読めず、3つの窓口の中でも筑波センターには20人、荃崎センターには75人いらっしゃって、1時間に5人来るときもあれば、2時間誰も来ないこともあり人員配置も難しかったです。反省点として、つくば市から直前に携帯電話のキャリアショ

ップ等と連携協力できないかと御相談いただいたのですが、それは事前の計画の中で調整できれば良かったと思っています。スマートフォンの操作説明に多くを割く形になるので、操作に慣れた方々に御協力いただいて、システム的な問い合わせがあればこちらで対応する2段階の構えが今後検討できればと考えております。以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。では続いて、雨宮委員お願いいたします。

○雨宮委員 私は今回の対象地域の近くに居住しており、周りの先生方からこの投票について伺う機会が多くありましたが、マイナンバーカードの認証部分で脱落が発生している印象がありました。データ上も多いと思いましたが、マイナンバーカードのパスワードがわからなかった際の再発行は市役所の窓口に行かなければならないルールなのでしょうか。

○事務局 そのとおりです。

○雨宮委員 その辺も改善していかないと、窓口の人が殺到することになると思います。マイナンバーカードのパスワードの発行ルールは国で定められているのでしょうか。

○つくば市 そのとおりです。基本的には国で定められた手順になります。ただ、署名用パスワードについては、一部ATM等で4桁の利用者証明用パスワードを使って再設定ができません。

○雨宮委員 恐らく多くの方は御存知ないと思います。私自身も自分のパスワードは覚えておりません。いくつかパターンを設定したものの、使う機会が全くないので。だからルールとしてどこまで緩和できるかというのがありますが、そこをスムーズに再発行、あるいは事前の周知等でネックを解消することが一番大事だと思います。

○事務局 窓口に来ていただいた方もほとんど初めてカードを使う、パスワードを設定した記憶も定かでないという方でした。マイナンバーに準ずる重要な情報になるので、窓口に来た方にパスワードを渡されてしまった際の扱い等、取り扱う人の業務範囲や責任も明確にする必要があると思います。

○湯浅座長 それでは続いて斉藤委員、お願いします。

○斉藤委員 今の雨宮委員に重ねてのコメントです。マイナンバーカード制度自体へのフィードバックも考えた方がいいような気がします。私自身もマイナンバーカードの電子署名ができるように設定している意識はありますが使用する機会はなく、4桁のパスワードは使いますが、電子署名するユースケースがほぼなく、今後カードという形態を維持するかどうかも含めて変えていかなければいけないと思います。この機会にマイナンバーカード制度自体へのフィードバックになるといいのではと思いました。

○湯浅座長 ありがとうございます。それでは落合委員、お願いします。

○落合委員 御報告ありがとうございます。特区ワーキンググループでの総務省との議論を踏まえて質問させていただきたいと思います。秘密の担保と買収強要の防止が重要と考えますが、買収強要の防止は今回やり直し以外には特に対策せず、今後別の対策手段とあわせて考えていくということだと思います。秘密の担保、本人確認の部分についてはマイナンバーカードを使って認証しているということで、国の中の手続きでは本人確認の認証レベ

ルとしても相当高い評価となり、一般的にそれで十分だと言われることが多いと思います。

しかし、そういった中でも当然ながらなりすまし等のリスクを排除しきってはいないと思いますので、マイナンバーカード認証に加えて、何か確認をしたり不正がされていれば分かる兆候であったり、その辺り理屈的には十分な設計をされているのだと思いますが、今回の実証の中で補強できる材料があれば伺いたいです。

○事務局 ありがとうございます。御指摘のとおり100%リスクを排除しているわけではなく投票人登録用コードは1人1つで外からは見えない状態で郵送していますが、ポストの前で待ち伏せすれば誰でも持っていくことができるということで、現状の投票所入場券と同じレベルとなっています。ただその後にメールアドレスの登録と投票用コードの送付というステップが入っていることで、従来より認証のレベルが高いと言えると思います。

また投票データに関しては全ての履歴をブロックチェーンに記録をしておりますので、客観的にデータが改ざんされていないことを証明できている点が異なります。現状では投票箱に鍵はかかっていますが、あくまでも人が管理するため、保管や移動の際には紛失やすり替えのリスクはあるかと思います。そういったことは今回のシステムでは仕組み上では不可能であり、少なくとも記録されているデータを見る限り客観的に証明できているところが、やや強化された部分なのではないかと思います。

○落合委員 ありがとうございます。投票用コードを発行してメールアドレスに送る際は、どのように認証されていますでしょうか。

○事務局 投票人登録用コードを正しく入力していただいた方に自動発行する形となっております。有効期限は10分となっております。

○落合委員 わかりました。もう1つ質問で、場合によって最初からメールアドレスを別な形で登録し、その際に現行の投票と同程度の認証を行うか、若しくは対面かはわかりませんが、認証した上で登録をするという仕組みの実装は考えていらっしゃいますでしょうか。

○事務局 事前にきちんと御登録いただければ今回エラーにあったメールの不達等も防ぐことができますし、一度もやり取りしたことのないメールアドレスからメールを受け取っていただくのはかなりハードルが高いので、事前に御登録いただいた方を対象にしていくことはフローの見直しとして検討すべきだと思います。

○落合委員 わかりました。郵便投票と比べてセキュリティを高めているといえることは大事な材料だと思いますので、対策の可能性を伺えてよかったです。

○湯浅座長 それでは続いて大澤座長代理、お願いします。

○大澤座長代理 大澤です。先ほど朝比奈委員からコメントのあったコストの件です。昨日茨城県議会選挙で投票に行ってきましたが、投票所は人が多い気がします。立会人も含めて、私のところでは8人程いました。それと開票作業にも、テレビを見ると多くいることがわかります。今回の調査業務と直結しないと思いますが、コストを比較してこれまでの選挙と違う点を、概算でもいいので何か出していただけるといいと思います。人手不足、働き方改革もあり、土日働くハードルが上がっていく、あるいは社会保障や安全保障で増税の話も出て

おり、コストは非常に大事だと思います。そういう観点から、感染症対策にもプラスになり、費用の削減にもなるようであれば、大雑把で結構ですのでコスト比較をしていただくのもいいと思いました。以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。今の御指摘も非常に重要だと思いますので事務局の方で検討していただきたいと思います。それでは次の議題、不正行為の罰則規定に関する検討について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料2を御覧ください。まず現在の罰則規定として、選挙と投票について公職選挙における主な規定をまとめています。投票干渉罪、買収及び利益誘導罪、詐欺投票及び投票偽造、増減罪等いくつかの禁止事項があり、不在者投票、郵便投票、在外投票ではそれらの内容を読み替えて、罰則を適用する形となっております。次ページではインターネット投票で検討すべき事項を記載しています。

1つ目が在外投票の規定です。今のインターネット投票と直接関わりありませんが、在外投票の規定を適用すると1年以下の禁錮または30万以下の罰金となりますが、この適用が望ましいのかという点が1つ、また電磁記録投票法ですが、こちらに関しては補助すべき者というのが2とおあり、投票自体を補助する人と投票機の操作を補助する人が定められています。こちらもそれぞれを怠ったりすると罰則が適用されます。それから最も重たい刑法の適用として、第161条の2と第234条の2を記載しております。この条文の詳細に関しては次ページ以降に記載をしております。

○湯浅座長 ありがとうございます。罰則の部分は非常に難しいところがありますが、議論に入る前に、つくば市あるいは事務局の考え方としては公選法と同じ罰則を条例の中に書き込むというような方向ですか。

○事務局 条例に書き込むという具体的な手順等の検討は進んでおりません。その前段階として、まずどのような対応があるべきなのか、公職選挙法に適用するイメージなのかそれとも電子記録投票法のような形で別立ての法律の中に組み込むべきなのか等、そういったところも含めて、今後の方向性についても御意見いただけたらと思っています。

○湯浅座長 ありがとうございます。内容に入る前に、立法技術的な問題として、皆様に御理解いただいた方がいいことは、条例の中に罰則を置く場合に、条例制定権の範囲内で罰則を置くことは可能ですが、慣行上事前に検察庁との協議が必要になってきます。罪刑法定主義の観点から、条例で著しく刑が重い等の不均衡が生じないようにという趣旨だと思います。検察庁との事前協議には1年以上の期間を要するというのが、条例を作る上での技術的な話という気がいたします。それでは清水委員から、罰則がどうあるべきか御意見を伺えればと思います。

○清水委員 罰則の強化だけで不正行為をカバーしようという発想は無理があるのではないのでしょうか。公選法の規定の中でも罰則規定はありますが、他の手段を講じたうえでの話だろうと思います。そこでどのように不正の入る余地を防ぐかですが、事務局がおっしゃったように類似のものから入っていくのが適当だろうとは思いますが、特区で行う際はわかり

ませんが、特例法のようなものを作るのか公選法自体を改正するのかどれを適用しても罰則で不正を防げるのかは疑問です。

○湯浅座長 まさにおっしゃるとおりで、罰則だけを強化して不正を防げるか、違法行為を防げるか非常に重い御指摘をいただきました。罰則があっても選挙犯罪は現実なくなっておらず、なかなか難しい問題ですが他の委員の皆様から罰則の問題につきまして御意見ございますか。斉藤委員、お願いします。

○斉藤委員 質問ですが、日本の場合、二重に罰則が適用されることはあるのでしょうか。例えば他人になりすましてマイナンバーカードを借用して投票した場合に、当人でない人が投票していることに加えて不正な電子記録を作ったという二重の罰則対象になるようにも見えます。

○湯浅座長 1つの行為があり、その行為を切り取って見た際に、その行為が1つの犯罪に当たるのか、それとも2つ以上の犯罪に当たるのかということによって変わってきます。ですから、例えばなりすましで他人のIDパスワードでログインしたとすると、これ自体が不正アクセス禁止法違反ということでもまず成立しえて、次にそれが別の犯罪を実行するための着手だということになってくるとまた別の話になってきます。端的に言えばその法の規定によります。

○斉藤委員 わかりました。ありがとうございます。マイナンバーカードについて資料には個人番号を不正取得するとかカードを不正に作成するということが書かれていませんが、不正に使用することについての部分が別途あるという気もしました。マイナンバーカードがいつまで続くかわからないので、抽象化した方がいいと素人目には映りました。

○湯浅座長 ありがとうございます。今御指摘の点もごもつともで、マイナンバーカードがいつまで続くかわからないということは確かにあります。清水委員、落合委員からも御指摘があった監視者がいない環境で投票を行った場合に買収や強要が発生しやすいのではないかという懸念に対して、罰則を強化したら大丈夫と言えるのかは慎重な議論を要すると思います。

○斉藤委員 私の理解では、マイナンバーカードを使って投票する仕組みについて検証したということかと思いますが、カードを使わないと投票できないとするとマイナンバーカードを奪取されて他人に投票されてしまうという新たな問題が生まれてしまうので、マイナンバーカードに限らず多重に色々な方法を持っていることが、強制されることへの技術的な面での対策になると思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○事務局 事務局から補足します。清水委員からも御指摘いただいたとおり、この罰則強化だけを以って不正対策とする意図は全くございません。一つの要素として検討したいということで今回議題として挙げさせていただいています。現状、御覧いただいているところでは在外投票の規定に関して、今回仮にインターネット投票を推進したとしてもこのままでは適用されませんので。それを適用すべきなのではないか、投票用紙を受け取ってからポス

トに投函するまでを投票所における行動とみなすという内容が条文にあります。インターネット投票においてもシステムにログインして投票完了するまでの間、そこを投票所としてみなすといった解釈が可能なのか、在外投票と同じように公職選挙法上の各罰則を適用すべきなのか、在外投票と同じように適用すべきでないとしたらその根拠は何なのか、という視点で議論いただけたらと思っております。

○湯浅座長 罰則は慎重に検討する必要があるので、今日だけで決めなくても他の論点を整理した形で委員に御意見を伺っても良いと思います。落合委員、お願いします。

○落合委員 ありがとうございます。今回の件についてどう実現するか、国家戦略特区法では第12条の5の15項、17項、または同法第13条の14項等で罰則について定めている事例がありますので、罰則自体は国家戦略特区法の改正の際に定めることができると思います。この点は内閣府の見解はいかがでしょうか。

○松野企画調整官 内閣府の松野です。落合委員のおっしゃるとおり国家戦略特区法で罰則を設けることも出来ます。戦略特区の規制の特例措置は色々ありますが、学校教育法の特例を定める第12条の3の7項で「特定公立国際教育学校等の管理の業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす」としているように、特例のもととなる法律の罰則の適用があるとしている場合や、特例規定の中で罪を新設している場合もあります。公職選挙法の特例の規定をどう定めるかによりますが、完全に新しい選挙形態を創設する場合は新しい罪を創設し、公職選挙法の罰則規定を準用するという形になるかもしれません。あくまでも公職選挙法の要件だけを若干変える特例措置という形になると、それは当然公職選挙法の罰則規定を若干読み替えて規定を適用するという形が考えられます。

○落合委員 ありがとうございます。罰則を定めるため工夫の余地はあり、インターネット投票を導入する際に、過去の在外投票や郵便投票と似たような条文を作るようなことになるとと思いますが、罰則以外も含めて国家戦略特区法の改正の方式をとる可能性は十分あると思います。総務省とも議論している中で、罰則だけでは納得されない印象があります。これまで議論されていた、実質的な方法として投票の現場での不正を防止するための措置を考えつつということが重要ですが、刑事罰の適用がないということも論外だとは思いますが。一方で、加重する議論をするのであれば、法務省刑事局等との調整の中で、必要性があるのかどうか厳しく審査されると思います。

適用範囲や厳罰化の理由の検討を、今回の取り組みの中で行うか十分精査する必要がある、今日いきなり決めることは難しいとも思われます。総合的に議論していくことが重要ですので必要に応じて次回以降も議論すると良いと思います。

○湯浅座長 落合委員、ありがとうございました。投票立会人等がいない環境ということでは有権者自身による投票の秘密の侵害行為をさらに加重して処罰すべきか等かなり論点が多いようにも思います。この問題は継続検討し、法的なスキームも含めて事務局と内閣府と問題を詰めるのがよろしい気がします。

最後に報告書についての検討とスケジュールについてですが、障害者の投票環境も含めて事務局の方からお願いできますでしょうか。

○事務局 報告書に関してはこれまでの委員会資料をベースに構成する方針ですが、詳細は次回御案内させていただければと思います。資料3について、坂尻委員にも御協力いただき、障害者向けの投票環境について追加検証をすべく準備検討を進めてまいりました。ここで実証する項目に関しては、6項目の中の投票機会の平等として投票所で代理投票や点字投票されている方にそれらを用いずに御自身で投票していただくための環境を構築することを掲げております。

11月の第1回目模擬住民投票には間に合わないため、追加検証として実施する方針でしたが、つくば市と内閣府と実施内容について詳細を協議しておりまして、1つは今回模擬住民投票で使った投票システムについて、音声ガイド等でスマートフォンから投票を完結できるようにするべきではないかという議論と、当初記載していた投票窓口に専用の端末を設けてそれを開発し、自書の難しい方でも投票していただけるような機器を開発して検証するという大きな2つ案がございました。どちらが2024年の市長選及び市議選にむけての課題解決にふさわしいのか御議論をいただいております、最終的な結論には至っておりません。

現状では、日時や場所に関しては坂尻委員に御協力いただいて2月に実施したいと考えております。1月の第5回有識者会議の後にはなってしまうかもしれませんが、オンライン等で御参加いただける委員には是非御協力いただければ幸いです。検証結果に関しては報告書にも記載していきたいと考えております。

次のページで、代理投票や点字投票について現状を整理しておりますので御参照ください。最後に資料4、全体のスケジュールについて、来年2月に追加検証を実施し、住民意識調査等を取りまとめて3月の最終報告書としたいと考えております。事務局からは以上となります。

○湯浅座長 障害者の方への対応は、20年前にアメリカで電子投票機を導入した際の1番のメリットと言われていた点で、総務省の研究会でもかなり指摘されていた点ですので、是非インターネット投票のメリットとして導入できるといいと思っております。定刻となりましたので、第4回有識者会議は以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

以上